

猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合ワクチン

動生剤基準の猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合ワクチンの3.5.4、3.5.6（迷入ウイルス否定試験法 2.8.2 を除く。）、3.5.7、3.5.10 及び 3.5.12.3 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品の液状不活化ワクチンについて同基準の猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合ワクチンの 3.3.2 の規定を準用して試験を行うものとする。